

参考様式第5-1号

洲農第655号
令和8年1月23日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

洲本市長 上崎 勝規

市町村名 (市町村コード)	洲本市 (28205)
地域名 (地域内農業集落名)	三野畠 (三野畠)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和8年1月23日 (第2回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当地域は、圃場整備前には、水稻作兼業農家が多くたが、圃場整備後には、集落営農組合として、玉葱生産に取り組んだり、有機農業に取り組んできた。しかし、近年、農家の高齢化、また、中山間地という事もあり、今後の集落の生活環境、生産環境の維持、獣害対策が課題である。一方でスマート農業を推進する事業体の参入があった。

(2) 地域における農業の将来の在り方

集落営農組合の機能拡充をはかり、集落全体の生産や生産環境の維持、補完を図っていく。また、積極的に新規就農者の受け入れをし、栽培方法においても、慣行栽培から有機栽培まで幅広く行っていく。
中山間地域であり、山が近いことから集落ぐるみで獣害対策を行っていく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	34.4 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	33.9 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

三野畠地区

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
地域計画を毎年見直す上で、農地を手放す農家が居た場合は、可能な限り隣接する耕作者に農地中間管理機構を通じて貸し付けを行い、集団化を進めていく旨を周知し、地域のルールとしていく。
(2)農地中間管理機構の活用方針
可能な限り、利用権設定されている農地の期間満了後に農地中間管理機構に付け替える。また、地域計画策定後は、新規で農地の貸し借りを行う場合、可能な限り農地中間管理機構を活用する。
(3)基盤整備事業への取組方針
地域内の農地については、ほぼ基盤整備が完了している。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
当地域では、兼業農家、専業農家、集落営農組合、農業支援サービス事業体があるので、それぞれが手を取り合い、地域の農業を担っていける様に進めていく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
現段階では、地域での農作業受託はあまり進んでいないが、今後、集落営農組合や農業サービス支援事業体を中心に農作業受託を加速させていく。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input checked="" type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畠地化・輸出等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input checked="" type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input checked="" type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①現在設置している集落防護柵の見回り整備や拡充を図る。また、山際の生産不利地を放置しないよう、集落内で周知する。
- ②⑨耕畜連携を地区内で推進し、畜産農家から生産される堆肥を活用して、減肥料の取り組みを進める。有機農業技術の共有を図り、品目によっては有機農業での生産を拡大する。
- ③スマート農業を推進する事業体の参入があったので、その事業体と連携を図り、地域に有益なスマート農業を取り入れていく。
- ⑤いちじくなどの果樹栽培を推進する。
- ⑥耕作不利地の有効利用のため、燃料、資源作物の作付けも考慮していく。
- ⑦畦畔の草刈りや水路掃除、ため池の管理など、集落住民が少なくなってくる中で、地域の取り決めを共有する必要がある。中山間地域等直接支払や多面的機能支払を活用しながら集落営農組合の機能拡充を図り、対応していく。
- ⑧担い手の営農や農業者の利用状況などを考慮の上、必要であれば出荷・調整施設を整備し、農業用施設の集約化を進める。離農した者が使っていた農業用機械や施設などは地域において情報を管理し、利用希望者が現れた場合に、利活用できる体制をつくる。